

小・中学校の区域外就学（他市町村から香芝市立学校への就学）の許可基準

1 申請窓口 香芝市教育委員会事務局 学校教育課（市役所4階）

2 基準等

区分	許可基準	許可期間	必要書類等
学期途中の 転出	転出（転居）後、従来就学していた学校への就学を希望する場合で、通学に支障がないと認められるとき。	1 最終学年（小学校6年生・中学校3年生） 転居時から卒業までの期間 2 上記1以外の学年 転居時から学期末までの期間	申請書
学期途中の 転入予定	学期途中に転入（転居）予定であり、事前に転居予定先の校区の学校への就学を希望する場合で、通学に支障がないと認められるとき。	学期の初日から転居予定の日までの期間	申請書、転居予定であることを証するもの（売買契約書・賃貸借契約書等）、転居予定の時期がわかるもの、その他
教育上の配 慮	家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるときその他教育上の配慮が必要と認められるとき。	必要と認められる期間	申請書、居住を証するもの、その他

3 受付時期 転居時等随時（入学に係る場合は、入学の前年度9月以降）